

学校農業クラブ大会派遣助成事業実施要領

公益社団法人みやぎ農業振興公社

第1（目的）

公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、業務方法書第10条に基づいて、本県農業の次代を担う青年農業者の確保・育成を推進強化するため、県内農業関連高等学校の行う学校農業クラブに係る事業経費の一部を助成するものとする。

第2（対象組織）

県内農業関連高等学校

第3（対象事業及び助成対象部門）

対象事業及び助成対象部門は、次のとおりとする。

事業名	対象部門
日本学校農業クラブ東北連盟大会 日本学校農業クラブ全国大会	・プロジェクト発表会及び意見発表会のうち「I類 生産・流通・経営」とするが、発表内容等から公社理事長が妥当と認める場合に限り、「I類 生産・流通・経営」以外の分野も対象とすることができる。 ・家畜審査競技会

第4（助成対象経費及び限度額）

公社が助成する対象経費は、以下のとおりとする。

- （1）第3に掲げる事業の対象部門において、宮城県代表として派遣される発表者の「大会参加費及びこれに係る旅費」とし、その限度額は参加費、旅費を併せて1課題につき6万円とする。なお、1課題に対して複数の発表者があった場合もこの限度額を超えては助成しないものとする。
- （2）宮城県内において、東北連盟大会及び全国大会が開催される場合、10万円を限度額として開催経費のうち「会場使用料」の一部を助成する。

第5（事業申請）

農業関連高等学校長（以下「申請者」という）は、大会派遣の前月末までに、以下の書類により公社理事長あて申請するものとする。

- （1）学校農業クラブ大会派遣助成事業申請書（様式1号）
- （2）事業実施計画書（大会の開催要領で代替可）

第6（事業承認）

公社は、申請書を受理し承認した場合、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

第7（実績報告）

申請者は、事業完了後、速やかに以下の書類を公社理事長あて提出するものとする。

- （1）学校農業クラブ大会派遣助成事業報告書（様式2号）
- （2）事業実施実績書

第8（助成金の交付）

助成金は、実績報告に基づく助成金の額の確定後に申請者の指定する口座に振り込むものとする。ただし、事業申請時に申請者から希望があった場合は前払いできるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年3月30日より適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月20日から施行する。